

## TPP（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書

シンガポールで開催された2月のTPP閣僚会議以降、日米二国間協議の動向に交渉参加各国の注目が集まる中、4月に日米首脳会談が開催された。この間、実務者および閣僚級による協議が集中的に行われ、発表された共同声明において、「二国間の重要な課題について前進する道筋を特定」し、両国がTPP参加国に対して「可能な限り早期に行動するよう呼びかける」とされました。

しかし、先の日豪EPA交渉では農産物における国境措置について、米などは例外としながらも牛肉については段階的に関税が削減されることで概ね合意されており、今後のTPP交渉においても、なし崩し的な妥結になるのではないかと懸念しています。

安倍総理はじめ政府の主要閣僚および与党幹部は、国会および自民党による決議を守るとの交渉姿勢を堅持すること。また、今後とも国益をかけた極めて厳しい交渉が続くと予想されるが、政府はいかなる状況においても、決議内容を断固として貫かなければなりません。

他方、交渉が大詰めを迎えた今もなお、交渉内容についての十分な情報は開示されないままである。TPPは、農林水産業のみならず、食の安全、医療、保険、ISDなど、国民生活に直結する問題であることから、国民に対する情報を開示すべきであります。

以上を踏まえ、政府に対し、TPP交渉において下記の事項を必ず実現するよう、強く要請します。

### 記

- 1．TPP交渉において、衆参農林水産委員会決議を必ず実現すること
- 2．TPP交渉に関する国民への情報開示を徹底すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

あわら市議会

（意見書提出先）

内閣総理大臣、内閣官房長官、農林水産大臣、財務大臣、経済産業大臣